○学校法人常翔学園寄附行為

昭和26年3月1日

学園001

第1章　総則

(名称)

第1条　この法人は、学校法人常翔学園という。

(事務所)

第2条　この法人は、その事務所を大阪市旭区大宮5丁目16番1号に置く。

(運営の基本)

第3条　この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章　目的および事業

(目的)

第4条　この法人は、教育基本法・学校教育法その他の法令に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第5条　この法人は、前条に規定する目的を達成するため、つぎの各号に掲げる学校を設置する。

イ　大阪工業大学

大学院

工学研究科

ロボティクス＆デザイン工学研究科

情報科学研究科

知的財産研究科(専門職大学院)

工学部

都市デザイン工学科

建築学科

機械工学科

電気電子システム工学科

電子情報システム工学科

応用化学科

環境工学科

生命工学科

ロボティクス＆デザイン工学部

ロボット工学科

システムデザイン工学科

空間デザイン学科

情報科学部

データサイエンス学科

実世界情報学科

情報知能学科

情報システム学科

情報メディア学科

ネットワークデザイン学科

知的財産学部

知的財産学科

ロ　摂南大学

大学院

薬学研究科

理工学研究科

経済経営学研究科

法学研究科

国際言語文化研究科

看護学研究科

農学研究科

理工学部

生命科学科

住環境デザイン学科

建築学科

機械工学科

電気電子工学科

都市環境工学科

外国語学部

外国語学科

経営学部

経営学科

経営情報学科

薬学部

薬学科

法学部

法律学科

経済学部

経済学科

看護学部

看護学科

農学部

農業生産学科

応用生物科学科

食品栄養学科

食農ビジネス学科

国際学部

国際学科

現代社会学部

現代社会学科

ハ　広島国際大学

大学院

看護学研究科

医療・福祉科学研究科

薬学研究科

医療科学研究科

健康科学研究科

保健医療学部

診療放射線学科

医療技術学科

救急救命学科

総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科

心理学部

心理学科

看護学部

看護学科

薬学部

薬学科

医療栄養学部

医療栄養学科

健康科学部

心理学科

医療栄養学科

医療経営学科

医療福祉学科

社会学科

健康スポーツ学部

健康スポーツ学科

ニ　常翔学園高等学校

全日制課程

普通科

ホ　常翔学園中学校

ヘ　常翔啓光学園高等学校

全日制課程

普通科

ト　常翔啓光学園中学校

第3章　機関の設置

（役員、評議員および会計監査人の設置）

第6条　この法人に、つぎの定数の役員を置く。

イ　理事　13人以上17人以内

ロ　監事　2人以上4人以内

2　この法人に、評議員24人を置く。

3　この法人に、会計監査人1人を置く。

（理事選任機関）

第7条　この法人の理事選任機関の構成員は、理事長、理事2人、監事1人、評議員3人とする。

2　理事長を除く理事選任機関の構成員は、理事会の決議によって選任する。

3　理事選任機関の構成員の任期は、2年とする。

4　理事選任機関の議長は、理事長とする。

5　理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

6　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

7　理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

8　監事または評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告または求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第5項に規定する者をいう。以下この項および第29条第1項ホ号において同じ）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9　理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、役員選考手続規定で定める。

第4章　理事会および理事

第1節　理事の選任および解任等

（理事の選任）

第8条　理事は、つぎの各号に掲げる者とする。

イ　学長、校長のうちから理事選任機関において選任した者　1人以上5人以内

ロ　前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者　8人以上16人以内

2　前項イ号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

（理事の資格および構成）

第9条　理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

第10条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2　理事は、再任されることができる。

（理事の解任、再任の禁止および退任）

第11条　理事がつぎの各号のいずれかに該当するときは、理事選任機関の決議によって解任することができる。

イ　法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反し、かつ、この法人に損失をあたえたとき

ロ　職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

ハ　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

ニ　理事としてふさわしくない非行があったとき

2　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、または当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日または当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4　第1項イ号、ロ号およびニ号により解任された理事は、これを再任することができない。

5　理事はつぎの事由によって退任する。

イ　任期の満了

ロ　辞任

ハ　死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第12条　理事は、第6条に定める定数の下限の数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお、理事としての権利義務を有する。

2　理事のうち、その定数の下限の数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

第2節　理事会および理事の職務等

（理事会の構成）

第13条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第14条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第15条　理事は、理事会を構成し、法令およびこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3　理事のうち1人を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4　理事のうち常勤の理事(学校長を含む)を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

5　常勤の理事(学校長を含む)のうち3人以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

6　理事の常勤、非常勤の別および担務内容は、理事長が決する。

7　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

8　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

9　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

10　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事または業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く)を行う。

（代表権の制限）

第16条　理事長および代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条　理事長、代表業務執行理事および業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節　理事会の運営

（招集）

第18条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4　理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5　理事会を招集するには、各理事および各監事に対して、会議の日時および場所ならびに会議の目的である事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。

6　前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7　前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第19条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2　前条第2項および第4項ならびに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第20条　理事会の決議は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、つぎの決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

イ　この寄附行為の変更

ロ　予算および事業計画ならびに事業に関する中期的な計画の作成または変更

ハ　基本財産のうち土地および建物ならびに構築物の処分

ニ　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）その他予

算外の新たな義務の負担または権利の放棄

ホ　残余財産の帰属者の決定

ヘ　その他理事長が重要と認めた事項

3　前2項の規定にかかわらず、つぎの決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

イ　私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

ロ　この法人の合併

4　理事は、書面または電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第21条　法令およびこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上および出席した監事が署名または記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備え置かなければならない。

第5章　監事

第1節　選任および解任等

（監事の選任）

第23条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（監事の資格）

第24条　監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項ならびに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第25条　監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2　監事は、再任されることができる。

（監事の解任、再任の禁止および退任）

第26条　監事がつぎの各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

イ　法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反し、かつ、この法人に損失をあたえたとき

ロ　職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

ハ　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

ニ　監事としてふさわしくない非行があったとき

2　監事の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3　第1項イ号、ロ号およびニ号により解任された監事は、これを再任することができない。

4　監事はつぎの事由によって退任する。

イ　任期の満了

ロ　辞任

ハ　死亡

（監事の選任もしくは解任または辞任に関する手続）

第27条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3　監事は、評議員会において、監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べることができる。

4　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。

5　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第28条　監事は、第6条に定める定数の下限の数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2　監事のうち、その定数の下限の数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

第2節　職務等

（監事の職務）

第29条　監事は、つぎの各号に掲げる職務を行う。

イ　この法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の執行の状況を監査すること

ロ　この法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3カ月以内に理事会および評議員会

に提出すること

ハ　理事会および評議員会に出席して意見を述べること

ニ　この法人の業務もしくは財産または理事の職務の執行の状況に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときまたは不正の行為がなされ、もしくは法令もしくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会ならびに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む）に報告すること

ホ　前号の報告をするために必要があるときは、理事長または理事選任機関招集権者に対して理事会および評議員会または理事選任機関の招集を請求すること

ヘ　前各号に掲げるもののほか、法令またはこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2　前項ホ号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする

（常勤監事の選定および解職）

第30条　監事のうち1人を常勤監事とし、理事長が選定する。常勤監事を解職するとき

も、同様とする。

（調査権限等）

第31条　監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

2　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、またはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令もしくはこの寄附行為に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第32条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくはこの寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章　評議員会および評議員

第1節　評議員の選任および解任等

（評議員の選任）

第33条　評議員は、つぎの各号に掲げる者とし、評議員選任委員会において選任する。

イ　この法人の職員（この法人の設置する学校その他の施設に勤務する教員その他の職員を含む。以下同じ）のうちから選任した者　8人

ロ　この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任した者　8人

ハ　この法人に関係ある者または学識経験者のうちから選任した者　8人

2　前項イ号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3　評議員選任委員会は、理事3人、監事1人、評議員3人で構成する。

4　評議員選任委員会の構成員は、評議員会の決議によって選任する。

5　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して

行うものとする。

6　法令およびこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任および解任に関し必要な事項は、評議員選考手続規定において定める。

（評議員の資格）

第34条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項、第46条第2項および第3項ならびに第62条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第35条　評議員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任、再任の禁止および退任）

第36条　評議員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、評議員選任委員会の決議によって解任することができる。

イ　法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反し、かつ、この法人に損失をあたえたとき

ロ　職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

ハ　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

ニ　評議員としてふさわしくない非行があったとき

2　評議員はつぎの事由によって退任する。

イ　任期の満了

ロ　辞任

ハ　死亡

3　評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節　評議員会および評議員の職務等

（評議員会の構成）

第37条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第38条　評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

2　理事会は、つぎの各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

イ　重要な資産の処分または譲受け

ロ　多額の借財

ハ　予算および事業計画ならびに事業に関する中期的な計画の作成または変更

ニ　役員および評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準の策定または変更

ホ　私立学校法第23条第1項第1号から第3号までおよび第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

ヘ　予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

ト　寄付金品の募集に関する事項

チ　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3　評議員会は、つぎの各号に掲げる事項について決議する。

イ　私立学校法第23条第1項第1号から第3号までおよび第5号から第15号までに関する寄附行為の変更

ロ　私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

ハ　合併

（理事の行為の差止めの求め）

第39条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくはこの寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。

2　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、または当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第40条　評議員会は、役員、会計監査人または清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面または電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人または清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節　評議員会の運営

（開催）

第41条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第42条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2　評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4　評議員会を招集する場合には、理事会において、つぎに掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る）により通知しなければならない。

イ　会議の日時および場所

ロ　会議の目的である事項があるときは、当該事項

ハ　会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

ニ　私立学校法施行規則で定める事項

5　前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第43条　前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面または電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る）により通知しなければならない。

3　前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第44条　第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第42条第4項イ号、ロ号およびニ号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る）により通知しなければならない。

2　前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第45条　前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第46条　評議員会に議長および副議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第47条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、つぎの決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

イ　監事の解任

ロ　私立学校法第92条第1項に規定する決議

3　前2項の規定にかかわらず、役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4　評議員は、書面または電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第48条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上および出席した監事が署名または記名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

（役員の出席等）

第49条　理事長、代表業務執行理事、業務執行理事および監事は、評議員会に出席しなければならない。

2　理事長、代表業務執行理事、業務執行理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章　理事会と評議員会の協議

（理事会および評議員会の協議）

第50条　法令またはこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章　会計監査人

第1節　選任および解任等

（会計監査人の選任）

第51条　会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第52条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の議決がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（会計監査人の解任）

第53条　会計監査人がつぎの各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

イ　職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

ロ　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

ハ　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

2　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事

は、会計監査人を解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任および解任等に関する手続）

第54条　評議員会に理事が提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3　会計監査人は、会計監査人の選任、解任もしくは不再任または辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4　会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。

5　理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第55条　会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節　会計監査人の職務等

（会計監査人の職務等）

第56条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ）およびその附属明細書ならびに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事および理事会に提出する。

2　会計監査人は、いつでも、つぎに掲げる請求をし、または理事および職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

イ　会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧の請求

ロ　前号の書面の謄本または抄本の交付の請求

ハ　会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

ニ　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求

3　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、またはこの法人もしくはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第9章　学校長および顧問

（学校長の任免）

第57条　この法人の設置する学校の学長または校長の任免は、評議員会およびその所属職員会の意見を聴いて、理事会がこれを行う。

（顧問）

第58条　この法人に顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事長の推挙に基づき、理事会の決議によって就任する。

3　顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

第10章　予算および事業計画等

（会計年度）

第59条　この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（予算、事業計画および事業に関する中期的な計画）

第60条　この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、補正予算は、その都度、理事長が編成し、評議員会の意見を聴き、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2　この法人の事業に関する中期的な計画は、原則5年の期間とし、理事長が編成し、評議員会の意見を聴き、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員、評議員および会計監査人の報酬）

第61条　役員および評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第62条　役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員または会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3　第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4　評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5　第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員または会計監査人に対し退任慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第63条　理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事およびこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という）、監事または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事または会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金216万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事または会計監査人と締結することができる。

第11章　資産および会計

（資産）

第64条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第65条　この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産とする。

3　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産とする。

4　寄付金品については、寄付者の指定がある場合は、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

（財産処分の制限）

第66条　基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金は、これを処分してはなら

ない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限りこれを処分することができる。

（積立金の保管）

第67条　基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するかまたは定額郵便貯金もしくは定期預金として理事長が保管する。

2　積立金の運用につき、必要があるときは、理事長は別に定める資金運用規定により保管することができる。

（経費の支弁）

第68条　この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生じる果実・学生生徒等納付金収入・手数料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第69条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算外の新たな義務の負担または権利の放棄）

第70条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

（事業報告および決算）

第71条　この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長がつぎの書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、ハ号からホ号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

イ　事業報告

ロ　事業報告の附属明細書

ハ　計算書類

ニ　計算書類の附属明細書

ホ　財産目録

2　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号およびホ号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

（財産目録等の備置きおよび閲覧等）

第72条　この法人は、毎会計年度終了後3カ月以内に役員等名簿（役員および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。以下第3項および第78条ロ号において同じ）を作成しなければならない。

2　この法人は、前条第1項各号および前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類ならびにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを私立学校法の定めるところにより、閲覧に供しまたはこれらの書類の謄本もしくは抄本を交付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（資産総額の変更登記）

第73条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

第12章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第74条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号までおよび第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第13章　解散および合併

（解散）

第75条　この法人は、つぎの各号に掲げる事由によって解散する。

イ　理事会の決議および評議員会の決議による決定

ロ　この法人の目的たる事業の成功の不能

ハ　合併

ニ　破産手続開始の決定

ホ　文部科学大臣の解散命令

2　前項イ号またはロ号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第76条　この法人が解散した場合（合併または破産手続開始の決定によって解散した場

合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第77条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第14章　補則

（情報の公表）

第78条　この法人は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

イ　寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

ロ　計算書類および事業報告書ならびにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿ならびに役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容

（公告の方法）

第79条　この法人の公告は、学校法人常翔学園掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第80条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付　則

1　この法人の組織変更当初の役員は、つぎのとおりとする。

理事長　水川清一

理事　赤尾茂

理事　池上勝郎

理事　河村秀一

理事　坂上安太郎

理事　中垣静男

理事　野田清一郎

理事　福島善之助

理事　松前健

理事　岡田毅

理事　高木貞治

2　この寄附行為は、昭和26年3月1日から施行する。

3　この改正寄附行為は、昭和29年2月3日から施行する。

4　この改正寄附行為は、昭和37年1月25日から施行する。

5　この改正寄附行為は、昭和40年3月27日から施行する。

6　この改正寄附行為は、昭和46年3月1日から施行する。

7　この改正寄附行為は、昭和46年8月31日から施行する。

8　この改正寄附行為は、昭和46年9月1日から施行する。

9　この改正寄附行為は、昭和48年5月10日から施行する。

10　この改正寄附行為は、昭和50年4月1日から施行する。

11　この改正寄附行為は、昭和52年3月11日から施行する。

12　この改正寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

13　この改正寄附行為は、昭和57年4月1日から施行する。

14　この改正寄附行為は、昭和57年5月4日から施行する。

15　この改正寄附行為は、昭和58年1月17日から施行する。

16　この改正寄附行為は、昭和62年7月16日から施行する。

17　この改正寄附行為は、昭和62年12月23日から施行する。

18　この改正寄附行為は、昭和63年3月23日から施行する。

19　この改正寄附行為は、平成元年3月17日から施行する。

20　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年12月21日)から施行する。

21　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年3月16日)から施行する。

22　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年12月22日)から施行する。

23　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成8年12月19日)から施行する。

24　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月19日)から施行する。

25　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年12月22日)から施行する。

26　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年12月22日)から施行する。

27　平成12年2月25日文部大臣認可のこの改正寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

28　大阪工業大学の工学部(第Ⅰ部)土木工学科、建築学科、電気工学科、機械工学科、応用化学科、電子工学科および経営工学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるま

での間、存続するものとする。

29　この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年12月21日)から施行する。

30　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年8月1日)から施行する。

31　平成13年9月28日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

32　大阪工業大学の工学部(第Ⅰ部)土木工学科、建築学科、電気工学科、機械工学科、応用化学科、電子工学科および経営工学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、工学部(第Ⅰ部)の土木工学科は都市デザイン工学科に、電気工学科は電気電子システム工学科に、電子工学科は電子情報通信工学科に学科名称を改めるものとする。

33　大阪工業大学の情報科学部情報処理学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

34　摂南大学の工学部土木工学科、電気工学科および経営工学科は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

35　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

36　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年7月30日)から施行する。

37　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年12月19日)から施行する。

38　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年12月19日)から施行する。

39　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

40　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年11月30日)から施行する。

41　この改正寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

42　摂南大学の国際言語文化学部国際言語文化学科は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

43　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年12月28日)から施行する。

44　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年1月31日)から施行する。

45　この改正寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

46　大阪工業大学の工学部技術マネジメント学科の学科名称は、平成18年3月31日に工

学部経営工学科に在学する平成17年度入学者から適用し、工学部経営工学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する平成16年度以前の入学者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

47　広島国際大学の人間環境学部臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科および感性情報学科は、改正後の寄附行為第5条ハ号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

48　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年6月13日)から施行する。

49　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成19年1月11日)から施行する。

50　平成19年3月29日認可の改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

51　この改正寄附行為の効力発生の際、現に総長、理事、評議員の職にある者の任期は、就任日を起算日として、改正後の寄附行為第8条、第12条第1項、第31条第1項に規定する任期をそれぞれ適用する。

52　この改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

53　大阪工業大学の情報科学部コンピュータ科学科の学科名称は、平成19年3月31日に情報科学部情報科学科に在学する平成18年度入学者から適用し、情報科学部情報科学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する平成17年度以前の入学者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

54　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成19年8月31日)から施行する。ただし、寄附行為の名称ならびに第1条および第51条については、平成20年4月1日から施行する。

55　この改正寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

56　この改正寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

57　広島国際大学大学院の社会環境科学研究科は、改正後の寄附行為第5条ハ号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

58　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年10月30日)から施行する。

59　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年11月27日)から施行する。

60　この改正寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

61　摂南大学の工学部都市環境システム工学科、建築学科、電気電子工学科、機械工学科およびマネジメントシステム工学科は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわ

らず、平成22年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

62　摂南大学の経営情報学部経営学科、経営情報学科および経営環境情報学科は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

63　平成23年3月30日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

64　この改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

65　この改正寄附行為は、文部科学大臣の設置認可日(平成23年10月24日)から施行する。

66　この改正寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

67　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成24年11月30日)を受け、平成25年4月1日から施行する。

68　この改正寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

69　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年10月31日)から施行する。

70　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成26年3月27日)を受け、平成26年4月1日から施行する。

71　この改正寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

72　この改正寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

73　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年8月31日)から施行する。

74　この改正寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

75　この改正寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

76　この改正寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

77　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成30年5月23日)を受け、平成30年6月24日から施行する。

78　この改正寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

79　大阪工業大学の工学部電子情報通信工学科、情報科学部コンピュータ科学科、情報科学部情報ネットワーク学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

80　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和元年9月6日)から施行する。

81　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可(令和2年3月17日)を受け、令和2年4月1

日から施行する。

82　この改正寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

83　この改正寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

84　この改正寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

85　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和4年8月9日)から施行する。

86　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和4年8月31日)から施行する。

87　この改正寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

88　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和5年9月4日)から施行する。

89　この改正寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

90　この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可（令和7年1月30日）を受け、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人および常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から適用する。

91　この寄附行為の施行の際現に在任する役員および評議員の定数、資格および構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事または評議員のいずれかを辞任しなければならない。

92　この寄附行為の施行の際現に在任する役員であって、私立学校法第31条および第46条の資格および構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

93　前項の理事の解任は、なお従前の例による。

94 この改正寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。